

建物その他の工作物 新築 届 新設

大田区住居表示に関する条例第3条第1項により、次のとおり届け出ます。

場 所	大田区 番
建物などの用途 (をつけること)	住宅, 集合住宅,(階建・賃貸・分譲) 店舗, 店舗併用住宅, 工場事務所, その他
案 内 図 (街区内のみ記入し、両隣り の名前を書いてください。)	
居住する世帯主氏名 又は施設名	

年 月 日

郵便番号

連絡先電話番号 ()

届出人 住 所
氏 名

(あて先) 大田区長

完成予定日 年 月 日

(下欄には記入しないこと)

大田区住居表示に関する条例第3条第3項
により、下記のとおり住居番号を付定する。

	係員	係長	課長
決 定			

氏名又は施設の名称					
住居表示番号		大田区 番 号			
付定月日	通 知	出張所連絡	台帳処理	町名板	住居番号 表示板

(通知書の交付方法、郵送、手渡し)